

常勤の特別職の職員の給料月額の削減について

平成 21 年 3 月 6 日

総 務 部

1 概要

市の財政状況が極めて厳しいことから、市長、副市長、監査委員、地方公営企業の管理者及び教育長の給料月額を平成21年4月1日以降も引き続いて削減しようとするものである。

2 削減内容

区 分	基本給料月額 (A)	平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで (B)	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで (C)	削減率 (A)-(C)/(A)
市長	1,138,000円	1,080,000円	1,080,000円	5.1%
副市長	882,000円	837,000円	837,000円	5.1%
監査委員	569,000円	540,000円	540,000円	5.1%
地方公営企業の 管理者	721,000円	684,000円	684,000円	5.1%
教育長	721,000円	684,000円	684,000円	5.1%

3 実施期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。

4 条例の改正

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する。